

心当たりのないメールには反応しないで！ ～ 迷惑メールに誘導されてトラブル!? ～

岐阜県や輪之内町の消費生活相談で、最も多い内容が、『ワンクリック請求』『架空請求』の類です。相談対象者は未成年から高齢者まで、どの年代の方も相談をしている状況です。携帯やスマホのショートメールの受信や、ハガキが届くケースが多く見られます。相談概要をお聞きすると、不安に思って問い合わせたり、「間違いだ」と断るつもりで、相手の連絡先にアクションを起こしていることが分かりました。

相手につながると、さらに不安をあおられて請求される場合もありますし、たまたま連絡がつかない場合もまた不安になって、どうやって連絡を取ればよいか、といった相談がありますが、迷惑メールには決して安易に連絡を取らないようにしましょう。

【相談事例】 【H 29.7. 国民生活センター公表より】

① 実在する事業者をかたり、有料サイトの未納料金を請求された

大手通販会社の名前で、有料サイトの未納があるとショートメールが届いた。電話をしたら、19万円分の未納があると説明され、不審に思ったが、言われるままに、4件のコンビニでプリペイドカードを購入し、相手にカードの番号を教えた。友人に話すと、詐欺ではないかと言われ警察に行ったが、返金は求められるか。

② 間違いメールを装ったメールに返信したら、出会い系サイトへ誘導された

「アドレス変更しました」とメールが届き、「誰か間違っていないですか？」と親切心で返信したところ、後からURLが載ったメールが届き、何かのサイト登録になった。ポイントが必要と言われ、何かわからないまま1万円を振込みしたら、さらにポイントが足りないと言われ、3万円振込んだ。おかしいと思ったが、メールのやり取りも脅迫めいたものになり、振り込まざるを得なくなった。返金してほしい。

【消費者へのアドバイス】

- 心当たりのない不審なメールの連絡先へは決して連絡しないようにしましょう。返信や電話をしてしまうと、その反応をきっかけにトラブルに発展したり、こちらの個人情報聞き出されてしまうので、安易に反応しないでください。
- 実在する事業者名が記載されている場合には、直接の返信や電話、URLをクリックせず、どうしても不安な場合は、事業者のホームページや問い合わせで、事業者をかたるメール等の注意喚起がないか確認しましょう。
- とにかく一人で判断せず、家族や友人など、周囲の人に相談しましょう。不安な場合、下記の相談窓口にご相談するなど、ご利用ください。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎^{いやや}188